

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 地方税の振替納税の特例

Q : 12年度の税制改正では、地方税の振替納税を普及させるために特例が創設されたようですが、どのような特例でしょうか。

A : 法人住民税や法人事業税などについて、法定の納期限を過ぎても、口座振替の方法により納税するのであれば、一定期間までは延滞金を課さないという特例です。

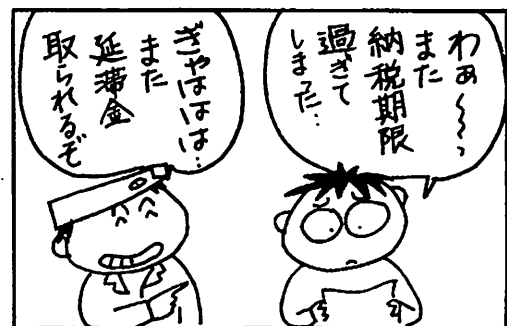
【解説】

12年度の改正では、地方税の徴収率の向上、事務の効率化を促進する観点から、口座振替による納税の推進を図ろうと、法人住民税など申告納税方式を採用している税目に、納期限の特例措置が設けられます。

この特例措置は、申告書を提出期限内に提出し、口座振替の方法により政令で定められた日までに納付された場合には、納期限を過ぎていても、納期限内に納付されたものとみなし、延滞金を課さないというものです。

申告書の提出期限と同時に納期限が到来する法人住民税や法人事業税、地方消費税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税といった税目について導入されます。

延滞金を課されない猶予期間は1~2ヶ月ぐらいとされる予定で、猶予期間は短いものの、本来ならば延滞金が課されるところ口座振替ならば延滞金を払わなくてよいということです。



KIMIYO-I